



ご紹介：久実子さん未熟児で生まれ、そのときの薬のために聴神経が障害されてしまいました。大学時代、障害がある高校生から「医者になりたいけど、法律のためになれない」という手紙をもらったのをきっかけに、国内外の法律を調査なさり、1999年「障害者欠格条項をなくす会」の設立を呼びかけました。それがきっかけになって、いま、国や自治体が大きく動き始めました。みなさまおなじみの尾上浩二さんのパートナーです。きょうは、パソコン要約筆記のみなさんが、みなさんの質問を臼井さんに伝えてくださいます。

トークから：

聴覚障害者に共通しているのは、外見では分からないところ、これが他の障害者と違います。でも、その他の点では百人百様です。私を見て「聴覚障害者ってこういうもんだ」と、絶対思わないでください。まず、その人自身の基本的な言葉の違いがあります。手話がその人の基本的な言葉であることもしばしばです。ネイティブという言葉がありますよね。そういう感じで、手話がその人の一番基本的な言葉である場合があります。

私の場合は手話はほんのちょっとだけできますけれども、手話だけを使う人の集まりに行くと、英語があまりできない中学生が英国に一人で放り出されたような気持ちです。幼いときには少し聞こえていた私にとっては、普通に読み書きする言葉が母語にあたるわけです。その人の基本的言語の違い、聞こえなくなった時期とか環境の違い、こういったものがすごく影響します。

聴覚障害には誤解があます。「声が大きければ良い」とか「音が大きければ聞こえるんだ」とよく思われてるのですが、全然違ってます。耳元にこう手をもってきて大声で話しかける、あれは顔が見えない、音が割れる、全然良いことないです。私だと車のクラクションと犬がワンワン吠えているのと、なんとなく音がしているというのは分かるんです。でもこれが何の音かっていうのは分からない。「聞こえる」と「聞き取れる」は全然違います。

「私は耳が聞こえないです」と言うと、「手話ができないからお話できません。さよなら」ってことがよくあるんですね。これも誤解です。手話が母語の人であっても、1対1でゆっくりお話しできる環境であれば相手が全然手話というものを知らなくてもなんとかコミュニケーションはとれるんです。顔が見えるとか、書くとか、身振り手振りとか色んなものを使ってコミュニケーションはとれます。

手話ができない聴覚障害者は、全体の多分7割から8割くらいいるのではなかったかと思えます。私の場合だったら筆記が一番スムーズです。欠格条項とも関係するんですけど、コミュニケーションが困難だということで、その人が能力がないとか、その人の人格自体が駄目だとか、劣っているかのような見方がよくあります。視聴覚障害を持っている看護婦さんや薬剤師さんは危険きわまりないから考えられないとよく言われました。そういうことで、沢山の人が、もともと持っている力を、可能性を阻まれてきたというのが一番くやしい、壁をどうやって無くしていけるだろうかといつも考えています。

「欠格条項」は古くから法律の中に沢山あります。女性は、かつては「欠格条項のかたまり」のようなものだったんです。参政権を日本で女性が手にしたのは約1945年の話です。性別による欠格条項もありますし、国籍条項も沢山あります。欠格条項というのは一言でいう

と、法律で権利を制限するもの。公正な理由もなく、権利を制限するならばそれは法律上の差別です。例えば障害を持っている人が医者になれないとか、看護婦になれないと「法律に書かれている」という事と、大多数の普通一般の人間が難しいと何となく思うレベルと全然違うんです。法律制度でがちっと固めているという事で、社会差別、偏見、「やっぱり無理なんだ」と「危険なんだ」という見方を広めてきたと言えます。

なぜそういうものがずっと残ってきたのか。「障害者は劣っているもので、できるわけがない」というような一くくりのマイナスイメージがすごく強くあって、実際にやってみたこともないのに、そういう風に思い込まれてきた。社会一般の障害者観と、法律制度で排除を固めてきたことが、両方作用しあってきたと思います。その中で、子どもの時に、他の子どもが抱く「あれやりたい」「これやりたい」という希望がでてこなかった。障害者自身が力、自信をつけにくかった。

最近になっていくらか変わってきました。障害者自立生活運動も30年ぐらいの歴史がありますけれども、その中で重い障害や病気を持っていても、この社会で当たり前の暮らしをしたい、地域社会で学んで、働いて暮らしたいという大きなうねりがあった。まだ若い10代、20代の人の中から、「欠格条項があることを承知の上で挑戦する」という人達が出てきたんです。障害者基本法ができた1993年の少し前から、「基本的な法律や制度は自分達の手で作るんだ」という動きが出てきました。「福祉のまちづくり」とか言われますけれども、障害を持ってても、歳をとってても不便なく動けるようなまちに変えられるという積極的な動きが出てきました。

日本薬剤師会も、薬剤師の国家試験を通った人には免許を認めるべきだという見解を出しました。その時の会長さんが、「聴覚障害がある患者さんに、わかりやすい服薬指導する上でも、障害がない薬剤師以上の力を発揮できるのではないか」と述べています。弁護士会も意見書を出しました。障害者団体だけでなく広く関心を持っていただけるようになりつつあります。

欠格条項は、障害者に関するものだけでも日本で300以上はあるんです。世界にはアメリカを筆頭に40ヶ国ぐらいで差別禁止法ができてきています。法律がこれだけ差別している日本の政策自体を変えないと、解決しない。日本でも、差別禁止法を作っていこうという動きがあります。法律では締め出さないとしても、例えば試験の仕方で、視覚障害の人が、点字の必要な人が試験を受けに来ても点字での試験問題を用意されなかったら、その試験をやっぱり受けられない。単に法律を見るだけの問題ではなくて、勉強をして資格を取って、かつ仕事に就いて働いていくと、という事の中で必要な支援をどう得るようにしていくかが重要です。今までだったら「お願いして」「遠慮して」という形にどうしてもなっていた訳ですけれども、普段そうであってしかるべきものだという、権利として実現していく事がこれからの課題になると思います。

★ ちょこっとメモ★

臼井さんのこの講義をきっかけに、阪大でもボランティア人間科学講座の学生を中心に講演会・授業のパソコンテイクがスタートしました。テイカーの養成など、まだまだ課題は山積みですが、今後の更なる活動の展開が期待されています。

